



令和6年度から国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、平成30年度から市町村ごとに国保財政を支える仕組みから広く県全体で国保財政を支える仕組みとなり、医療費などの支払いに必要な保険税は、県内で公平な負担となるよう、令和9年度までに県の示す保険税率へ移行する必要があります。

町では国保加入者の皆さんの負担が急激に上昇しないよう、令和9年度までに段階的な保険税率の見直しを行います。詳しくは下記までお問い合わせください。

【国保税変更点のポイント】

- (1) 令和9年度まで段階的に保険税率を見直し
- (2) 令和6年度の保険税の変更点

- 資産割・平等割の廃止
- 所得割・均等割の税率見直し

用語解説

- 所得割** 世帯の所得に応じて計算
- 資産割** 世帯の固定資産税に応じて計算
- 均等割** 世帯の国保加入者数に応じて計算
- 平等割** 世帯単位で一律計算

区分		令和5年度	令和6年度	令和9年度※
医療分	所得割	5.5%	5.5%	6.78%
	資産割	40%	廃止	廃止
	均等割	10,000円	25,000円	41,000円
	平等割	14,000円	廃止	廃止
後期分	所得割	1.1%	1.8%	2.75%
	均等割	7,200円	10,000円	16,100円
介護分	所得割	1.1%	1.8%	2.4%
	均等割	7,200円	10,000円	17,400円

※令和9年度の税率は改めて県から示されるため見込みです。